

補助第144号線（平井）道路拡幅整備の事業概要



東京都第五建設事務所



整備箇所（起点側）の現在



整備箇所（終点側）の現在

～補助第144号線（平井）の道路拡幅の整備に向けて～

◆沿道における江戸川区の都市防災不燃化促進事業と連携して地域の防災機能を高め、電線類の地中化や植樹帯の設置などにより、緑と潤いのある都市景観を創出します。

◆この整備事業は、道路の拡幅により、自動車や緊急車両のスムーズな運行に寄与するとともに、歩行者や車椅子・ベビーカーも移動しやすい歩行空間を創出し、自転車レーンの設置により通行帯の確保を図ります。



◆この区間の道路整備については、次期事業化計画を策定する過程で今後検討していくこととなります。

地域防災性の向上



整備後のイメージ

◆道路拡幅整備の事業概要◆

●計画のあらまし

東京都では、首都直下地震の切迫性等を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を図るため、「木密地域不燃化10年プロジェクト」実施方針を平成24年1月に策定しました。

この方針に基づき、市街地の延焼を遮断する防災性の効果が高い都市計画道路として、補助第144号線を[特定整備路線]に指定し、早期完成を目指して整備を進めていきます。

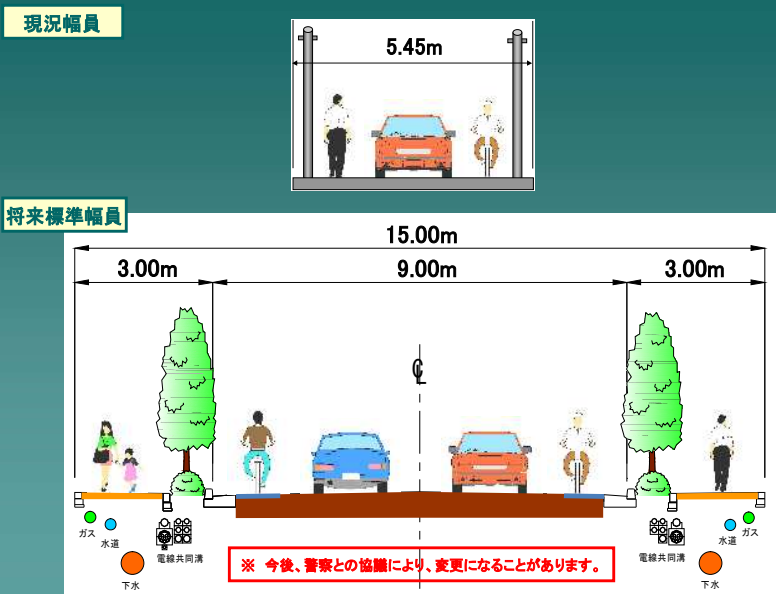
この道路が完成すると次のような効果が期待されます。

- ◆延焼遮断帯が形成され、大規模な市街地火災を防ぎます。
- ◆震災時の安全な避難路が確保されるとともに、救助・救援活動が円滑に行われます。
- ◆電線類の地中化により、電柱の倒壊による道路閉塞を防止するとともに、良好な都市景観を創出します。

【計画の概要】

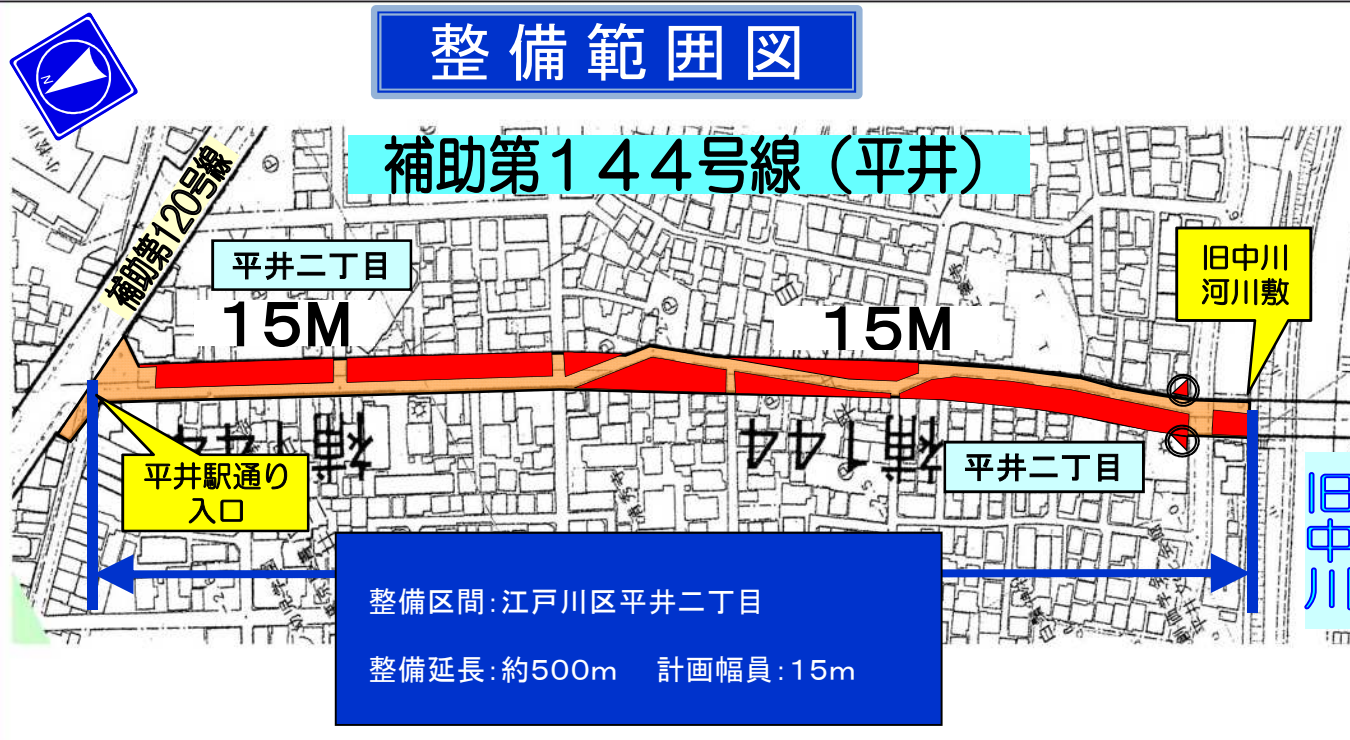
- 都市計画道路名
東京都市計画道路
補助線街路第144号線
- 都市計画決定
昭和39年2月7日
- 延長及び区間
延長:約500m
区間:江戸川区平井二丁目
- 計画道路幅
幅員:15m

補助第144号線 断面図 ～整備イメージ～



◆整備の範囲について◆

整備範囲図



◆電線共同溝と歩道のイメージ図◆

◇電線・通信線の地中化

◇歩行空間の創出

・都市防災機能の強化

・良好な都市景観の創出



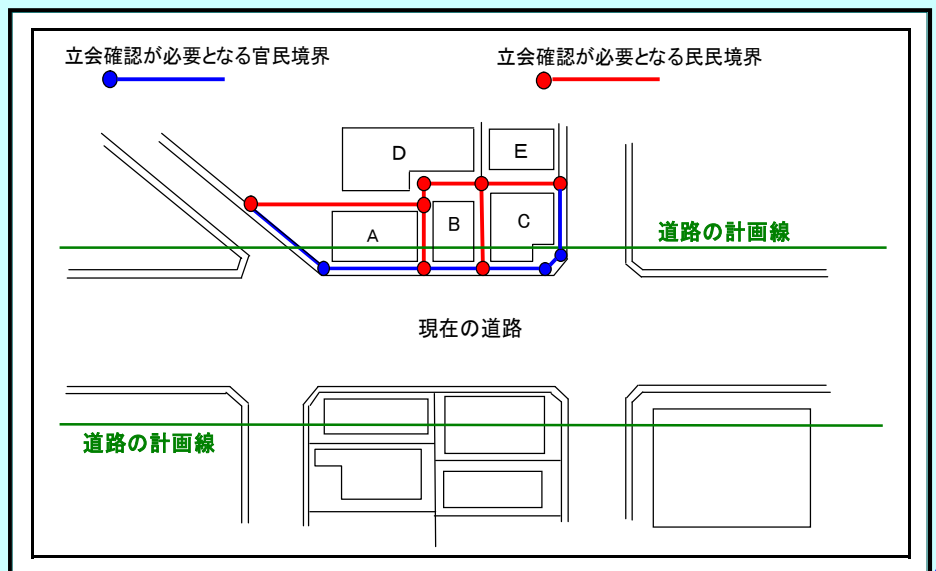
・安全で快適な歩行空間の確保

◆用地測量について◆

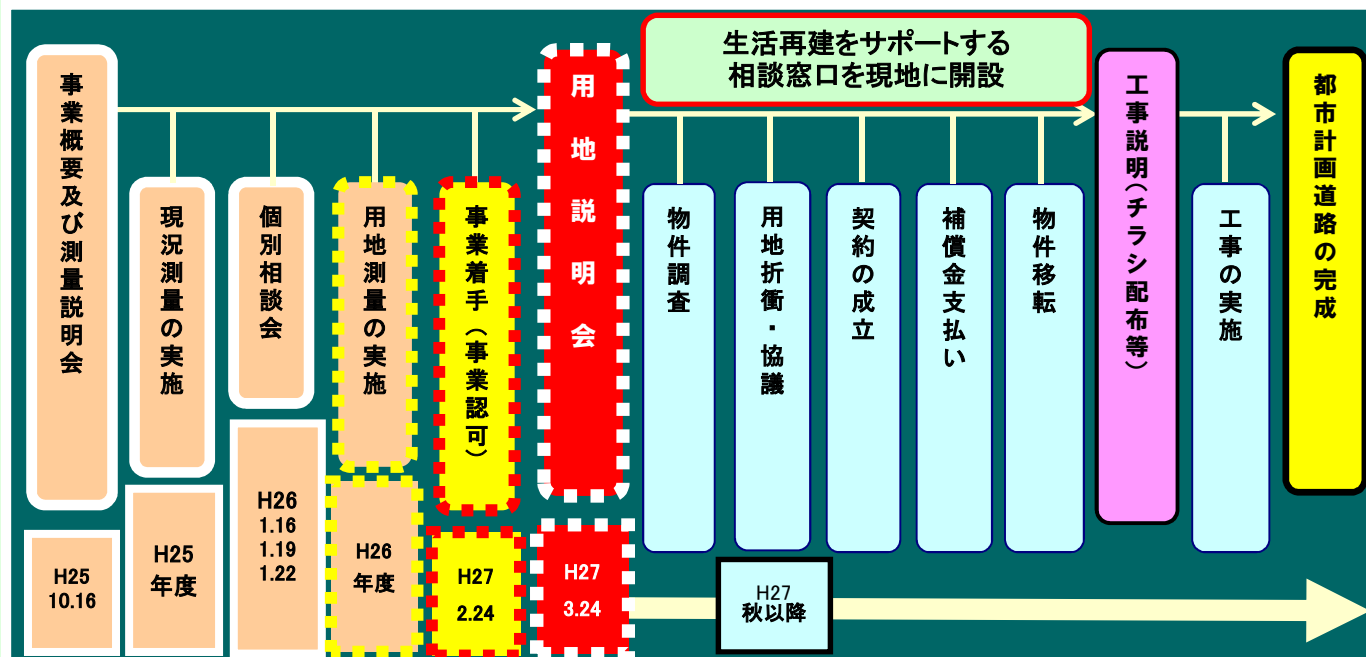
すでに、用地測量が終了している土地の関係者様におかれましては、ご協力ありがとうございました。

- 都市計画道路にかかる土地について、関係権利者さまと現地立会いのうえ、隣接する土地との境界等を調査・確認します。
- 境界確認に基づき、一筆ごとの境界を確定し、用地取得に必要な面積の算出及び図面を作成します。（ ●赤ライン● ）
- 下記の図で、A、B、Cさんの土地の用地測量を行う場合、計画線にかからないD、Eさんにも境界を確認するために立会いをお願いしています。
- また、一筆の土地に異なる利用形態及び権利があるときは、その権利ごとの確認を行います。
- そのほか、既存道路などの公共用地と隣接している土地の場合は、官民（公私）境界についても確認の立会いをお願いしています。（ ●青ライン● ）

測量作業を実施する委託会社の作業員は、常時『東京都建設局受託会社』の腕章と身分証明書を携帯しています。何かお気づきの点がありましたら、作業員や問合せ先である東京都第五建設事務所までご連絡ください。



◆事業工程◆



◆よくある質問◆

Q：旧中川から京葉道路までの道路整備はいつになるのか？

A：昭和39年2月に当時の都市計画法に基づいて都市計画決定されています。この区間の道路整備は、次期事業化計画を策定する過程で今後検討していくことになります。よって、計画の実施予定については、現段階では未定です。

Q：将来、歩道には植樹帯を設置するとのことだが、現在車両の出入りをしており、支障が出るのでは？

A：現在、車両の乗り入れがある箇所については、歩道が車乗り入れ（切下げ）の構造になります。

Q：土地買収の価格や建物の補償金額は、何を基準にしてどのように決まるのか？

A：土地の価格は、事業認可日を基準に、1年毎に価格の見直しを行います。その価格は、近隣の取引事例、公示価格、基準地価格、不動産鑑定士の意見等を勘案し、東京都財産価格審議会の評定を得て決定いたします。建物等については、物件調査した後、東京都の事業の施行に伴う損失補償基準を基に算定いたします。

Q：残地の買収を希望する。買い取ってくれるのか？

A：原則、残地は買収しません。ただし、用地買収により残地形状が悪くなり不動産価値が減少する場合には、その分の補償を行います。また、残地の面積等によっては残地買収を行う場合もありますが、個別の状況を見て判断します。なお、隣接地の方が残地の買収を希望される場合もありますので、意向調査の結果を踏まえて対応してまいります。

Q：借地の場合はどうなるのか？

A：土地所有者と借地人の方との間で、各々の借地配分を契約前に決めていただくことになります。都は配分割合の事例等の情報提供はいたしますが、具体的な配分についての関与はできません。

Q：建物の撤去は誰がやるのか？

A：建物所有者の方に撤去していただき、更地にして都へ引き渡していただきます。撤去費用は補償に含まれています。

Q：土地や建物の相続をしていない場合は？

A：用地補償の話し合いまでに、速やかに相続の手続きを行っていただきたい。

《お問い合わせ先》

東京都第五建設事務所 〒124-0023 東京都葛飾区東新小岩1丁目14番11号

■事業に関すること 工事課 木密設計担当 TEL 03-3692-4452

■測量に関すること 工事課 木密測量担当 TEL 03-3692-4453

■用地・補償に関すること 用地課 用地担当 TEL 03-3692-4617

東京都第五建設事務所ホームページ <http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/goken/>